

長野県環境審議会の概要について

1 目 的

長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議するため、学識経験者等で構成される審議会を設置する。

2 根拠条例

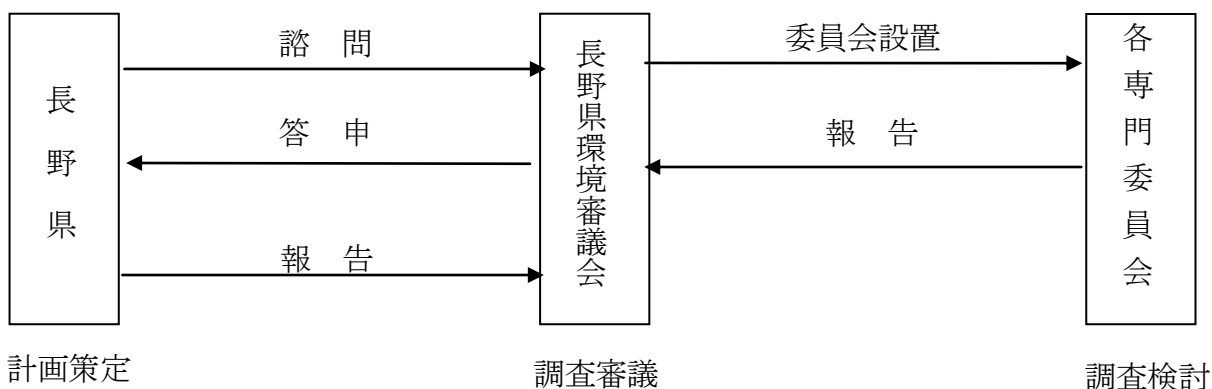
長野県環境基本条例 第25条

3 主な審議内容

項 目	主な審議事項
環境の保全に関する基本的事項	環境基本計画の策定 等
地球温暖化防止に関する事項	地球温暖化防止県民計画の策定 等
水環境の保全に関する事項	水資源保全地域の指定 湖沼水質保全計画の策定 等
自然環境の保全に関する事項	希少野生動植物保護回復事業計画の策定 等
廃棄物に関する事項	廃棄物処理計画の策定 等
鳥獣保護管理に関する事項	第二種特定鳥獣管理計画の策定 鳥獣保護区等の指定 鳥獣保護管理事業計画の策定 等

4 審議会のしくみ

- ・長野県内における環境の保全に関する基本的計画等の策定や個別計画等の策定・指定をする場合に、その計画等を策定する根拠となっているそれぞれの条例等に基づき、長野県が環境審議会に諮問し、本審議会において調査審議を行う。
- ・更に専門的な検討をする必要があると認められる場合については、専門委員会を設置し調査検討を行う。
- ・専門委員会で調査検討することとなった場合は、その検討結果を本審議会に報告し、再度審議を行う。
- ・その審議結果を長野県に答申する。
- ・長野県地球温暖化対策条例に基づく報告等、必要な事項について審議会に報告する。



5 温泉審査部会

- ・温泉法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、本審議会に温泉審査部会を設置する。
- ・温泉審査部会の審議事項は、部会の決議をもって本審議会の決議とする。

長野県環境基本条例（抜粋）

平成8年3月25日
長野県条例第13号

改正 平成11年12月20日条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第11条）

第2節 環境の保全に関する施策（第12条—第21条）

第3節 地球環境の保全に関する施策（第22条）

第4節 施策の推進体制等（第23条・第24条）

第3章 長野県環境審議会（第25条—第33条）

附則

第1章 総則 （略）

第2章 環境の保全に関する基本的施策 （略）

第3章 長野県環境審議会

（設置）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（組織）

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

（任期）

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（特別委員及び専門委員）

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 30 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(温泉審査部会)

第 31 条 審議会に、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者 10 人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第 28 条第 3 項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第 28 条第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項及び第 3 項中「議事に関係のある特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第 32 条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

長野県環境審議会運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、長野県環境基本条例（平成8年条例第13号。以下「条例」という。）第33条の規定により、長野県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会及び温泉審査部会の招集は、会議の開催場所、日時及び審議事項をあらかじめ委員及び関係する特別委員に通知して行う。

(会議の公開等)

第3条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が審議会又は温泉審査部に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公開情報について審議するとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。

- 2 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定することとする。
- 3 議長は、会議の円滑な運用を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務職員に指示させることができる。

(議事録)

第5条 審議会及び温泉審査部会の議事については、議事録を調製し、会議の概要を記載するものとする。

(議事録署名委員)

第6条 議事録署名委員は2名とし、会議の都度、議長が指名する。

(特別委員及び専門委員)

第7条 条例第29条第1項の規定による特別委員は、原則として別表の左欄に掲げる者とし、同表の右欄に掲げる案件について審議に加わるものとする。

- 2 専門委員は会長の求めに応じて、必要な調査、検討を行い、審議会にその結果を報告するものとする。

(幹事)

第8条 条例第32条第1項の規定による幹事は、環境政策課長、環境エネルギー課長、水大気環境課長、生活排水課長、自然保護課長、資源循環推進課長、森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室長及び薬事管理課長とする。

- 2 幹事は審議案件に応じて、審議会に出席するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、幹事以外の職員等に対して審議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。ただし、温泉審査部会については、薬事管理課において行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会又は温泉審査部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

(別 表)

特 別 委 員 の 審 議 案 件

特別委員	審 議 案 件
長野自然環境事務所の職員	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項 ・ 自然環境保全法に規定されている事項
中部森林管理局の職員	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項 ・ 自然環境保全法に規定されている事項 ・ 水環境保全条例に規定されている事項 ・ 豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項
北陸地方整備局の職員	・ 公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 ・ 水環境保全条例に規定されている事項 ・ 豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項
中部地方整備局の職員	・ 公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 ・ 水環境保全条例に規定されている事項 ・ 豊かな水資源の保全に関する条例に規定されている事項 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定されている事項
温泉に関する知識を有する者	・ 温泉法に規定されている事項 (温泉審査部会を構成)